

## **[事案 25-75] 契約無効・既払込保険料返還請求**

・平成 25 年 9 月 20 日 不受理決定

### **<事案の概要>**

申立人（来春、海外に移住予定）の身内には英語しか対応ができる者がいないため、保険事故が発生した場合に備えて、保険会社に対し、英語による対応体制の整備を申し出たが、これを断られたことを理由として、既払込保険料全額の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<不受理の理由>**

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った。審査の結果、以下のとおり判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 1 項 1 号および 9 号にもとづき、不受理通知にその理由を明記し、申立てを不受理とした。

- (1) 契約者が保険会社に対して既払込保険料全額の返還を求めることができるのは、保険契約の申込みにあたって要素の錯誤に陥っていたため保険契約が無効である場合（民法 95 条）や、保険会社による詐欺により申込みをしたので保険契約を取り消すことができる場合（民法 96 条）などに限られる。なお、約款上、保険契約者はいつでも生命保険契約を解除することができるが、この解除は将来に向かってのみその効力が生じるため、既払込保険料全額の返還を求めることはできない。
- (2) 申立人の主張からは、要素の錯誤や、欺もう行為（詐欺）の存在を窺うことができない。申立人は、保険会社に対し、英語による対応体制の整備を要求しているが、これは、保険会社の経営方針によるものであり、その性質上裁定を行うに適當でないと認められる。